



お墓の不安を解消する、法事の席でこぼれた「誰にも迷惑をかけたくない」という本音

ethos / 2026年4月5日

今日、親戚の法事に参列しました。久々に顔を合わせた親類たちと静かに語らう中で耳にしたのは、将来のお墓に関する切実な不安でした。

「自分がいなくなった後、このお墓は誰が見てくれるんだろう？」

「残された子どもたちに、あとの手続きで苦勞をさせたくない……」

共通していたのは、周りを思うがゆえの「誰にも迷惑をかけたくない」という、優しくも切実な願いでした。

「その不安」をどう解消：墓じまいと改葬のサポート

まず、多くの方が誤解されがちなのがお墓の仕組みです。実はお墓の土地は「所有」しているのではなく、あくまで「使用権」を借りている状態に過ぎません。そのため、お墓を使い終えるときにはお寺や霊園へ返還する必要があります。

しかし、そのために必要な「改葬許可申請」などの行政手続きは、非常に複雑で手間がかかるものです。そこで私たち行政書士は、役所への書類提出やお寺とのやり取りを代理し、スムーズな墓じまいをサポートします。

例えば、最近増えている樹木葬や海洋散骨など、管理の負担が残らない「永代供養」への切り替えを検討する際も、事務手続きの面からお力添えが可能です。

「死後の片付け」をあらかじめ予約する

また、お墓のこと以上に心配されるのが、亡くなった直後の実務的な片付けです。

「家の片付けや役所の手続きを誰に頼めばいいのか」

という不安に対しては、「死後事務委任契約」が大きな支えとなります。

これは、葬儀の手配から遺品整理、公共料金の解約、さらにはSNSなどのデジタル遺産の整理に至るまで、あらかじめプロである行政書士に任せておく契約です。これを結んでおくことで、親族に実務的な負担を一切かけることなく、ご自身の希望通りに人生を締めくくることができます。

「もしも」の時に、見守りと遺言のセット

さらに、将来への不安は亡くなった後だけではありません。「元気なうちはいいけれど、もし認知症になったら？ 財産の管理はどうなるの？」といった声も聞かれました。そのような場合には、「任意後見契約」や「遺言書の作成」をセットで備えることをお勧めしています。

一人で抱え込まず、プロという選択肢を

「誰にも迷惑をかけたくない」という思いが強い方ほど、つい一人で悩み、動けなくなってしまうものです。しかし、行政書士はその想いを「契約」という形にして確実に守る伴走者です。親族だからこそ、かえって言いにくいこともあるでしょう。そんなときは、まずはプロという選択肢を頼ってみませんか。法事の日の空に咲く花のように、あなたの心にある不安も、きっと晴らしていくことができるはずです。

この記事はブログからの転載です。
QRコードをスマートフォンで読み取ると簡単にアクセスできます。

<https://ethos-trust.com/blog/>



Ethos Legal Office

あなたの人生の大切な場面を支える「柱」になります

行政書士イトス法務事務所

代表 伊藤 洋一

〒254-0821 平塚市黒部丘17-35

直通電話：0463-32-7257

メール：itoh@ethos-trust.com

